

CPRC Discussion Paper Series

**Competition Policy Research Center
Japan Fair Trade Commission**

米国反トラスト法における買手事業者間の共同行為規制
—買手独占理論を素材として—

渕川和彦

大宮法科大学院大学非常勤講師

CPDP-55-J March 2012

1-1-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, TOKYO 100-8987 JAPAN

Phone:+81-3-3581-1848 Fax:+81-3-3581-1945

URL:<http://www.jftc.go.jp/cprc.html>

E-mail:cprcsec@jftc.go.jp

米国反トラスト法における買手事業者間の共同行為規制 —買手独占理論を素材として—^{*}

淵川和彦[†]

平成 24 年 3 月 27 日

(要約)

従来、買手の市場支配力が競争法上問題となる事例は必ずしも多くなく、主に売手側の市場支配力が問題とされてきた。しかし、強力な買手（例えば大規模小売業）の出現により、競争法は買手独占への理論的対応を迫られている。買手独占とは、買手により競争水準以下に価格が引き下げられた場合、供給量が減ることで社会厚生^{ソシヤルウェルフェア}の損失が生じることを指す。また、買手間の共同行為により買手独占が生じることを共同の買手独占と呼ぶ。

この点、米国反トラスト法では、1948年 Mandeville 判決において、反トラスト法の保護は、売手、買手の区別なく及ぶと判示したことにより、買手間のカルテルは、売手間のカルテル同様、当然違法であると解されている。しかし、1991年に Blair 教授と Harrison 教授により買手独占理論が体系化された後、下級審では買手間の共同行為を買手独占理論に言及しながら合理の原則で判断した事例が見受けられる。ただし、現在のところ Mandeville 判決は先例拘束力を有している。

我が国独占禁止法における買手間の共同行為の不当な取引制限該当性を検討する上で、まず、共同の買手独占が社会厚生^{ソシヤルウェルフェア}の観点からは競争促進的な側面がある一方で協調行為につながり得ること、そして、買手独占理論を根拠とした正当化事由は、行為要件を通じて競争の過程を保護してきた我が国独占禁止法の体系を損ないかねないことに留意しなければならない。

^{*} 本稿中の見解は執筆者個人の責任により発表されるものであり、公正取引委員会としての見解を示すものではない。

なお、本稿におけるあり得べき誤謬^{びやう}は全て筆者の責に帰すものである。また、本稿は、第1回競争法・経済・政策（CLEP）カンファレンスでの報告内容であり、拙稿「米国反トラスト法における買手事業者間の共同行為規制」『法学政治学論究』89号、25頁（2011）に加筆・修正を加えたものである。

[†] 大宮法科大学院大学非常勤講師 E-mail: fuchikawa@omiyalaw.ac.jp

目 次

一	はじめに	1
二	買手独占理論	3
	(一) 買手独占	3
	(二) 共同の買手独占 (collusive monopsony)	5
	(三) 双方独占	7
三	反トラスト法における買手独占規制	8
	(一) 初期の買手独占の事例	8
	(二) 共同の買手独占による効率性の取扱い	12
	(三) 買手間の共同行為に合理の原則を適用した事例	15
四	買手間の共同行為規制とその課題	22
	(一) 買手間の共同行為に対する違法性判断基準	22
	(二) 買手間の共同行為規制の課題	24
五	結語	25

一 はじめに

従来、買手事業者間（以下「買手間」という。）の共同行為が競争法上問題となる事例は必ずしも多くなく、主に売手側の市場支配力が問題とされてきた¹。しかしながら、零細な供給者が多数存在し、需要者が寡占状態にある市場において、大規模な買手事業者の行為が問題となりつつあるとされる²。そして大規模な買手事業者による買手独占力（monopsony power）が競争法上問題となっている。ここでいう買手独占力とは、商品・役務の購入市場において、競争が保たれている状態（以下「競争水準」という。）よりも少ない購入数量や低い購入価格を決定する場合に発生する市場支配力のことである³。そして、買手独占力が行使されると競争水準以下の購入価格と購入数量でしか取引が成立しないため、社会厚生上の損失（資源配分上の非効率性）が発生する⁴。また、一般的に、単独で買手が買手独占力を持つことはまれであるが、買手間の共同行為により、買手独占類似の状態が生じる場合があり、これを共同の買手独占（collusive monopsony）と呼ぶ。

我が国では、買手の行為は主に購買力の濫用の問題として取り扱われ、独占禁止法（以下「独禁法」という。）第2条第9項第5号の優越的地位の濫用の問題として規制され、必ずしも市場の概念とは結び付けて捉えられてこなかった⁵。我が国独禁法下では、買手間の共同行為が独禁法違反と認定された事例は

¹ Albert A. Foer, *Introduction to Symposium on Buyer Power and Antitrust*, 72 ANTITRUST L.J. 505, 505 (2005).

² 例えば、農業市場、酪農業市場、資源調達及びヘルス・ケア市場が挙げられる。Ibid. また、昨今では、B2B市場でも同様の問題が生じているとされる。B2Bに関する買手独占の問題を取り扱った先行研究として、井上朗『B2B取引コンプライアンスバイブル—競争法的コンプライアンスの理論と実践—』（レクシスネクシス・ジャパン株式会社、2006）。

³ 金井貴嗣ほか編『独占禁止法』[宮井雅明]（弘文堂、第3版、2010）100頁参照。

⁴ 同上。

なお、市場支配力とは、「自己の利益となるように、競争水準を超えた価格設定が行える状況にあること」を指す。金井ほか・前掲注(3)203頁 [武田邦宣]。

⁵ 我が国における数少ない買手事業者の私的独占の事例として、雪印乳業と北海道バターが、農林中央金庫及び北海道信用農業協同組合連合会と通謀し、原料乳を買い占めたことが独禁法第2条第5項の私的独占に該当するとされた雪印乳業・農林中金事件（公正取引委員会〔以下「公取委」という。〕審判審決昭31・7・28審決集8巻12

幾つか見受けられるが⁶、平成 15 年独禁法改正まで、購入カルテルに対して課徴金が課されなかった⁷。

この点、我が国独禁法とは法体系を異にするが、米国反トラスト法においては、買手間の共同行為に関する判例・学説が蓄積しており、我が国独禁法の買手間の共同行為規制の枠組みを検討する際に示唆に富むものとする⁸。米国の Mandeville 事件連邦最高裁判決（1948）では、反トラスト法の保護は、売手、買手の区別なく及ぶと判示したことから、買手間のカルテルは、売手間のカルテル同様、当然違法であると解されている。その後 Blair 教授と Harrison 教授は、1991 年、共著論文の中で反トラスト法における買手独占理論を体系化した⁹。買手独占の古典的なモデルは Stigler 教授が「価格の理論」の中で明らかにしている¹⁰。買手独占に関する競争法上の問題については認識されていたものの、買手独占はまれな現象であるとされ、注目されてこなかった¹¹。しかし、Blair 教授と Harrison 教授は、古典的な買手独占のモデルを発展させ、共同の買手独占、企業結合、価格差別等における買手独占のモデルを提示し、競争政策

頁）がある。また、優越的地位の濫用と市場の概念との関係を検討する上で、買手の市場支配力規制に関する日韓比較を行なったものとして、Yo Sop Choi and Kazuhiko Fuchikawa, *Comparative Analysis of Competition Laws on Buyer Power in Korea and Japan*, 33 WORLD COMPETITION 499 (2010)がある。

⁶ 羊蹄山麓アスパラガス振興会事件（公取委勧告審決昭 40・6・23 審決集 13 卷 46 頁）、雪印乳業事件（公取委勧告審決昭 49・5・22 審決集 21 卷 30 頁）及び四国食肉流通協議会事件（公取委勧告審決平 4・6・9 審決集 39 卷 97 頁）。

⁷ 購入カルテルとして初めて課徴金が賦課された三菱マテリアル事件（公取委排除措置命令平 20・10・17 審決集 55 卷 692 頁）では、廃棄物処理施設において発生する金属混合物である「溶解メタル」の購入予定者を決め、購入予定者が購入できるようにした行為が不当な取引制限として違法とされた。

⁸ 我が国独禁法の買手の単独行為規制の枠組みを検討する上で、米国反トラスト法を取り扱ったものとして、拙稿「米国反トラスト法における略奪的高価購入（Predatory Bidding）規制—Weyerhaeuser 事件連邦最高裁判決を契機として」法学政治学論究 86 号（2010）35 頁がある。

⁹ Roger D. Blair and Jeffrey L. Harrison, *Antitrust Policy and Monopsony*, 76 CORNELL L. REV. 297 (1991).

¹⁰ GEORGE J. STIGLER, THE THEORY OF PRICE 216-218 (1987).

¹¹ 4 PHILLIP AREEDA AND DONALD F. TURNER, ANTITRUST LAW ¶ 964B (1980); RICHARD A. POSNER AND FRANK H. EASTERBROOK, ANTITRUST 146-150 (1981). また、限定的ではあるが買手独占に言及していた文献として、HERBERT HOVENKAMP, ECONOMICS AND FEDERAL ANTITRUST LAW 17-18 (1985)がある。

における買手独占規制の重要性を示した¹²。買手独占理論に従えば、買手間の共同行為、すなわち共同の買手独占が、①効率性を達成する場合及び②売手の市場支配力に対する拮抗力（countervailing power）として消費者厚生を改善する場合があります。この買手独占理論を踏まえて、下級審では消費者厚生に資する買手間の共同行為を合理の原則に基づき判断した事例が見受けられる¹³。さらに、連邦最高裁は、単独行為規制に関する 2007 年 Weyerhaeuser 事件連邦最高裁判決において、買手独占が売手独占と同様、反トラスト法上問題となることに初めて言及し、Blair 教授と Harrison 教授の論文を引用している¹⁴。そこで、購入価格が廉価になることで消費者厚生に資するような買手間の共同行為をどのように規制すべきかが問題となる。

本稿では、米国反トラスト法における買手間の共同行為規制の展開とその課題について検討する。まず、二で買手独占理論を紹介し、三では、反トラスト法における買手独占規制を検討する。そして、四では、買手間の共同行為規制の現状とその課題を明らかにする。

二 買手独占理論

（一）買手独占

買手独占（monopsony）は、自己の利益となるように競争水準以下に購入量を減少させ、購入価格を競争水準以下に決定することで社会厚生を損失を生じさせる¹⁵。他方、売手独占は、自己の利益となるように競争水準以下に販売量

¹² Blair 教授と Harrison 教授は、買手の購買力を測る上で、購買力指標（Buying Power Index）を用いている。購買力指標 = $1/\varepsilon$ であり、 ε は供給の弾力性を表している。ROGER D. BLAIR AND JEFFREY L. HARRISON, MONOPSONY IN LAW AND ECONOMICS 54-55(2010).

¹³ See e.g., Balmoral Cinema, Inc. v. Allied Artists Pictures Corp., 885 F.2d 313 (6th Cir. 1989); Addamax Corp. v. Open Software Found, 888 F. Supp. 274 (D. Mass. 1995); Sony Elecs., Inc. v. Soudview Techs., Inc., 157 F. Supp. 2d 180 (D. Conn. 2001); North Jackson Pharmacy, Inc. v. Caremark Rx, Inc., 385 F. Supp. 2d 740 (N.D. Ill.2005).

¹⁴ Weyerhaeuser Company v. Ross-Simmons Hardwood Lumber Co., Inc., 549 U.S. 312, 320 (2007). この事件を紹介する邦文の文献として、松下満雄「略奪的価格に関する最近の米最高裁判決」国際商事法務 35 巻 7 号 891 頁（2007）及び拙稿「ウェイヤーハウザー事件連邦最高裁判決」公正取引 708 号 45 頁（2009）。

¹⁵ 競争的な市場における買手は、価格受容者（price taker）であるが、買手独占の状況

を減少させ、販売価格を競争水準以上に決定することで社会厚生を損失を生じさせる。このことから買手独占と売手独占とは経済分析において「経済的に対称 (economically symmetrical)」¹⁶であるとされる。そして、買手独占者が生産品（以下「産出物」という。）の市場においても独占的地位を占めている場合には、独占価格が設定され、死重損失 (dead weight loss) が更に拡大するとされる¹⁷。買手独占は、上流市場からの投入物要素の購入価格を低廉にする効果があるが、経済分析によれば、上流市場で低廉な価格で購入されたものが、最終消費者にそのまま安価で売られることはまれであるとされる¹⁸。

買手独占については、売手側の独占と同様、社会厚生を減じることについて異論はないが、「純粋な消費者厚生」を検討するべきか、それとも最終消費者を含めた「総経済厚生 (aggregate economic welfare)」¹⁹を考えるべきかについては争いがある²⁰。この点、裁判所は、一般的に「純粋な消費者厚生 (pure

下では、買手独占者は、利潤最大化のために、限界収入生産物曲線 (marginal revenue product curve: 生産要素一単位追加当たりの追加的収入) を限界要素費用曲線 (marginal factor cost curve: 供給者から特定の商品を一単位追加購入するのに当たり掛かる追加的費用) に等しくなるように生産量を決める。このため、買手独占者は、ある商品又は役務に対して、競争的な市場よりも少量を購入し、小額を支払う。この結果、買手独占力は、売手独占の場合と同様、社会厚生を減じるとされる。Roger D. Blair and John E. Lopatka, *Predatory Buying and Antitrust*, 2008 UTA L. REV. 415, 415 (2008); John B. Kirkwood, *Buyer Power and Exclusionary Conduct: Should Brooke Group Set the Standards for Buyer-Induced Price Discrimination and Predatory Bidding?*, 72 ANTITRUST L.J. 625, 652 (2005); Steven C. Salop, *Anticompetitive Overbuying by Power Buyers*, 72 ANTITRUST L.J. 669, 672(2005).

¹⁶ Blair and Lopatka, *supra* note 15, at 415; Roger G. Noll, "Buyer Power" and Economic Policy, 72 ANTITRUST L.J. 589, 591(2005); Kirkwood, *supra* note 15, at 653.

¹⁷ Blair and Harrison, *supra* note 9, at 306; Keith N. Hylton, *Weyerhaeuser, Predatory Bidding, & Error Costs*, 53 ANTITRUST BULL. 51, 73 (2008).

¹⁸ Roger D. Blair and Kristine L. Coffin, *Physician Collective Bargaining: State Legislation and the State Action Doctrine*, 26 CARDOZO L. REV. 1731, 1737 (2005). 他方、最終消費者への影響は不明確であるとの見解もある。この見解によれば、買手独占者が産出物市場において市場支配力を持たない場合、最終製品の価格は変化しないとする。しかし、買手独占者がその市場において市場支配力を持つ場合、買手独占者が生産量を減少させることにより、最終製品の価格は高くなるため消費者厚生を害するとされる。See Jonathan M. Jacobson and Gary J. Dorman, *Monopsony Revisited: A Comment on Blair and Harrison*, 37 ANTITRUST BULL. 151, 153 (1992).

¹⁹ 「効率性 (efficiency)」又は「総余剰 (total surplus)」基準とも呼ばれる。

²⁰ See J. Thomas Rosch, *Monopsony and the meaning of "Consumer Welfare": A Closer Look at Weyerhaeuser*, 2007 COLUM. BUS. L. REV. 353, 359-365 (2007); Laura Alexander, *Monopsony and the Consumer Harm Standard*, 95 GEO. L.J. 1611, 1612 (2007).

consumer welfare)」²¹を検討する傾向にあるとされる²²。

また、古典的な買手独占のモデルでは、買手独占者は価格を引き下げるために購入量を減らさなければならないが、買手独占者は、買手間の共同行為により供給量を全量あるいは無しにすることが可能な場合、すなわち、オール・オア・ナッシング (all-or-nothing) 供給²³へ減少させることが可能な場合、産出物の量（以下「産出量」という。）を短期的に減らすことなく、価格を引き下げることが可能になる²⁴。そして、供給者の平均総費用以下の価格が提示される場合、中長期的には供給者が市場から退出するため、産出量が減ることとなる²⁵。

(二) 共同の買手独占 (collusive monopsony)

買手独占は、単独行為で問題となる場合は少なく²⁶、むしろ買手間の共同行為によって、製品あるいは投入物要素に支払う価格に影響を及ぼすことが多い²⁷。売手間の共同行為が独占と似た経済上の悪影響、すなわち、社会厚生への損失をもたらすのと同様に、買手間の共同行為も買手独占的な社会厚生への損失をもたらす²⁸。つまり、買手間の共同行為によって数量・価格が引き下げられ、供給者の供給量が減り、最終製品の量・質が低下することになる。このような買手間の共同行為は、共同の買手独占 (collusive monopsony) と呼ばれ、共同の買手独占による制限は、反トラスト法上保護する消費者厚生にそぐわないとされる²⁹。

共同の買手独占が問題となる典型的な場合としては、①買手の数が少ない寡

²¹ 「消費者余剰 (consumer surplus) 基準」とも呼ばれる。

²² See Steven C. Salop, *Question: What is the Real and Proper Antitrust Welfare Standard?: Answer: The True Consumer Welfare Standard*, 22 LOY. CONSUMER L. REV. 336, 339 (2010).

²³ See MILTON FRIEDMAN, *PRICE THEORY* 16 (1976).

²⁴ BLAIR AND HARRISON, *supra* note 12, at 83.

²⁵ *Id.* at 84.

²⁶ See e.g., *Weyerhaeuser*, 549 U.S. 312 (2007).

²⁷ See e.g., *Mandeville Island Farms, Inc. v. American Crystal Sugar Co.*, 334 U.S. 219 (1948); *National Macaroni Manufacturers Ass'n v. FTC*, 345 F.2d 421 (7th Cir. 1965).

²⁸ BLAIR AND HARRISON, *supra* note 12, at 48.

²⁹ *Id.* at 49.

占状態，すなわち買手寡占（oligopsony）の場合，②同質的な製品である場合，③秘密裡に入札が行なわれる場合及び④供給が非弾力的，つまり，供給量が価格によって変化しにくい場合が挙げられる³⁰。買手間で「合意」が締結される場合については，シャーマン法第1条の「共謀」又は「結合」として，規制が及ぶことになる。

共同の買手独占の場合は，買手独占と同様，社会厚生に損失が生じる。そのため，売手の価格協定と，共同の買手独占に対する反トラスト法の対応は類似している³¹。しかしながら，共同購入のような競争者間の事業提携による場合は経済上の効果が明らかではないため，適切な対応をすることは必ずしも容易ではない³²。共同購入の経済上の効果については，生産効率性（productive efficiency）³³と配分効率性（allocative efficiency）の観点から分析する必要がある。ここにいう生産効率性とは，ある一定の生産要素投入に対する最大産出を達成する能力，あるいは，一定の産出水準において投入を最小化する能力のことを指し，配分効率性とは，ある価格と生産技術において資源を最適配分できる能力のことを意味する³⁴。

共同購入により生産効率性（productive efficiency）が向上すれば，限界生産物価値（value of marginal product）³⁵が上昇し，購入量の増加に伴い購入価格も上昇する。この場合，生産者余剰と消費者余剰の両方が増加することになるため，望ましい結果をもたらすとされる³⁶。しかしながら，共同購入により共同の買手独占が生じる場合，共同購入で得られた生産効率性と配分効率性におけ

³⁰ *Id.* at 49-50.

³¹ 反トラスト法上の共同の買手独占に対する規制については，第三章を参照されたい。

³² BLAIR AND HARRISON, *supra* note 12, at 106.

³³ Michael J. Farrell は，「効率性」について，「技術効率性（technical efficiency）」，「価格効率性（price efficiency）」（＝配分効率性（allocative efficiency）），そして，技術効率性と価格効率性の積で表される「全体効率性（overall efficiency）」という三つの概念を提示した。Michael J. Farrell, *The Measurement of Productive Efficiency*, 120 J. ROY. STATIST. SOC. 253, 254-255 (1957).

³⁴ *Id.* at 254.

³⁵ 限界生産物価値とは，「ある生産要素の限界生産物に，その要素が使用されている部門の生産物の価格を乗じたもの」である。金森ほか編「経済辞典」316頁（有斐閣，第4版補訂版，2005）。

³⁶ BLAIR AND HARRISON, *supra* note 12, at 109.

る社会厚生 of 損失を比較衡量する必要がある³⁷。

(三) 双方独占

1. 双方独占 (bilateral monopoly)

双方独占とは、上流市場、下流市場それぞれで市場支配力を有する事業者が存在し、お互い利益を得るためには、上流市場での独占者と下流市場で独占的な買手が取引する必要がある状態を指す³⁸。そして、上流市場において売手独占者が存在する場合に、買手間の共同行為が双方独占として正当化され得るか、あるいは、下流市場において買手独占者が存在する場合に売手間の共同行為が双方独占として正当化され得るか否かが問題となる。

独占者（あるいは買手独占者）に対抗するため、買手間（あるいは売手間）で共同行為が行われる場合、販売量が増加し、最終製品の販売量も増加するため、消費者厚生に資する。このため、市場の均衡に近づくように意図された共同行為は許容される余地があることになる³⁹。しかし、買手間の共同行為は、投入物要素市場において独占力を相殺する働きがあるとしても、買手独占者が最終製品を販売する産出物市場での価格協定につながりかねないこと、売手寡占 (oligopoly) あるいは買手寡占 (oligopsony) の場合において拮抗力⁴⁰が望ましいかについては明らかでないことなどから、共同行為に関する正当化事由としては限定があることが指摘されている⁴¹。

2. 拮抗力 (countervailing power)

拮抗力とは、競争を回復させるために、取引段階の異なる市場における、集

³⁷ *Id.* at 110-111.

³⁸ See Richard D. Friedman, *Antitrust Analysis and Bilateral Monopoly*, 1986 WISC. L. REV. 873, 873 (1986); BLAIR AND HARRISON, *supra* note 12, at 123.

³⁹ BLAIR AND HARRISON, *supra* note 12, at 123-124; Noll, *supra* note 16, at 593-594.

⁴⁰ 拮抗力の議論に関する整理に関する文献として、小島泰友、瀧川和彦「流通市場における買手パワー (Buyer Power) の競争への影響について—大規模小売業を中心として」公取委競争政策研究センター共同研究報告書(2010)10-15頁。公取委競争政策研究センターホームページ<<http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/cr-0410.pdf>> (2011年5月10日)。

⁴¹ BLAIR AND HARRISON, *supra* note 12, at 138-141; Noll, *supra* note 16, at 607.

中により生じた力を制限することを指す⁴²。しかし、拮抗力は、供給者である売手と消費者である買手が共同利潤を分配する誘因が働くこと、そして、投入物要素市場に対する買手独占力が産出物の販売市場における市場支配力につながる可能性も指摘されており、投入物価格の低下が産出物価格に反映されるかについて合理的な説明ができないことから批判がなされている⁴³。このほか、買手独占力による産出物価格の低下よりも、産出物価格の上昇の効果の方が大きいとする指摘もある⁴⁴。このように拮抗力の議論は、経済学的な論拠が乏しいとされる。ただし、小売市場の高い競争性と買手市場支配力を回避する供給者の利潤最大化行動により産出物価格が低下するとして、拮抗力を支持する見解もある⁴⁵。

三 反トラスト法における買手独占規制

(一) 初期の買手独占の事例

買手独占の判例においては、買手が単独で独占力を獲得することはごくまれであり、複数の買手事業者による共同行為によって買手独占を築き上げる場合が大半である。初期の事例として、大手石油精製業者間でスポット市場の石油を高値で買い取る協定を結んだことが問題となった *Socony-Vacuum* 事件連邦最高裁判決（1940）⁴⁶がある。

Socony-Vacuum 事件では、1930年代世界恐慌と石油の過剰生産により、石油業界は不振状態であり、特に1933年の春は、卸売市場の石油価格が、製造コストを下回る状況であった。独立系石油精製業者は、石油貯蔵施設の容量を超えた余剰分のガソリンをスポット市場において安く販売しており、スポット市

⁴² JOHN K. GALBRAITH, *AMERICAN CAPITALISM: THE CONCEPT OF COUNTERVAILING POWER* 118 (1952); Zhiqi Chen, *Dominant Retailers and the Countervailing-Power Hypothesis*, 34 *RAND J. ECON.* 612, 612 (2003).

⁴³ George J. Stigler, *The Economist Plays with Blocs*, 44 *AM. ECON. REV.* 7, 9 (1954); Alex Hunter, *Notes on Countervailing Power*, 68 *ECON. J.* 89, 101 (1958).

⁴⁴ Paul W. Dobson and Michael Waterson, *Countervailing Power and Consumer Prices*, 107 *ECON. J.* 418, 428 (1997); Thomas von Ungern-Sternberg, *Countervailing Power Revisited*, 14 *INT'L J. INDUS. ORG.* 507, 518 (1996).

⁴⁵ Chen, *supra* note 42, at 624.

⁴⁶ *United States v. Socony-Vacuum Oil Co.*, 310 U.S. 150 (1940).

場で取引される廉価なガソリンの通常価格を生産コスト以下に引き下げた。値崩れを懸念した大手石油精製業者は、米国中西部においてスポット取引される大部分のガソリンを一定価格で買い上げる計画を立て、独立系石油精製業者によるスポット取引での石油の廉価販売の防止を行った。当該買取り計画が価格協定としてシャーマン法第 1 条違反となるかが問題とされた。連邦最高裁は、「いわゆる有害な競争を排除することは、そのような買取り計画に関する法的な正当化事由にはならない」⁴⁷及び「シャーマン法において、州際通商又は外国貿易における商品の価格に関する引上げ、引下げ、決定、維持又は安定化の目的と効果を有する結合は、当然違法である」と判示した⁴⁸。この *Socony-Vacuum* 判決により、価格協定に対する当然違法の原則の適用が確立したとされる。

シャーマン法第 2 条において、シャーマン法第 1 条の不当な取引制限ともなる行為が含まれる場合があるが、独占目的による共謀がシャーマン法第 2 条違反とされた事例として *American Tobacco* 事件連邦最高裁判決（1946）⁴⁹がある。*American Tobacco* 事件では、*American Tobacco* 社、*Liggett* 社、そして *Reynolds* 社（1931 年当時、3 社合計の市場占有率は 90.7 パーセントであった。）及び *American Tobacco* の子会社は、タバコの小売価格及び値引きの許容額をほぼ同一に設定し、*Reynolds* 社の値上げに対して残りの 2 社が追随した。また、主要タバコ製造業者は、比較的安い葉タバコを購入し、「10 セント・ブランド」を立ち上げ、参入を図った競争者よりも高い値を付けることで廉価な葉タバコを買い占め、競争者を排除するという共謀を行ったとして訴えられた。連邦最高裁は、当該 3 社が独占を確立する共謀をしたことを状況証拠から推認し、独占力を獲得し、独占を確立・維持する意図を有しているとして、シャーマン法第 2 条に違反するとした⁵⁰。

⁴⁷ *Id.* at 220.

⁴⁸ *Id.* at 223.

⁴⁹ *American Tobacco Co. v. United States*, 328 U.S. 781 (1946).

⁵⁰ ただし、*American Tobacco* 事件は、主に下流市場への市場支配力を高めようとしたものであり、買手独占力を獲得しようとした事例ではないとする見解もある。See *Kirkwood*, *supra* note 15, at 658.

そして、共同の買手独占の典型的な例として、Mandeville 事件連邦最高裁判決（1948）⁵¹がある⁵²。Mandeville 事件では、カリフォルニア州に 3 社しか存在しない砂糖精製業者 3 社（被告はそのうちの 1 社）が原料となる砂糖を同一価格で買い取るという内容の協定を行ったことが、独占化と州際通商の制限の共謀としてシャーマン法第 1 条及び第 2 条違反となるかが問題となった。連邦最高裁は、「たとえ価格協定が購入者により行われていたとしても、そして、3 倍額賠償の請求の下で、取り分け被害を受けたとされているのが、顧客あるいは消費者ではなく、売手であったとしても、本件合意が、シャーマン法により非難される種類の結合であることは明らかである。そして、たとえ共謀の最終目的が地方のてん菜（砂糖大根）市場の支配にあることが推認されるとしても、当該共謀がシャーマン法の適用外ということにはならない。地方の市場の独占が、州際通商の制限により獲得された場合には、シャーマン法の適用対象となる。・・・シャーマン法の保護は、消費者、購入者、競争者又は販売者に限定されない」と述べ⁵³、原告の主張には訴因があるとして下級審に差戻しを命じた。連邦最高裁判所は、買手間のカルテルに対して、売手段階のカルテルと同様厳しい態度で臨んでおり、後の下級審では当然違法の原則を用いたと解されている⁵⁴。ただし、連邦最高裁は、地方の市場の独占に言及していることから、独占力の存在を前提にしているとも考えられる⁵⁵。Mandeville 事件では、買手間の共同行為によって数量・価格が引き下げられており、典型的な共同の買手独占の事例である⁵⁶。この Mandeville 判決は、その後の買手間の共同行為の判例に影響を与えることとなる。

Mandeville 判決と同様、典型的な共同の買手独占の事例として、National

⁵¹ Mandeville Island Farms, Inc. v. American Crystal Sugar Co., 334 U.S. 219(1948).

⁵² 共同の買手独占の議論については、二（二）を参照されたい。

⁵³ Mandeville, 334 U.S. at 235-236.

⁵⁴ See Harold Vogel v. American Society of Appraisers, 744 F.2d 598, 601 (7th Cir. 1984). See also Alan Devlin, *Questioning the Per Se Standard in Cases of Concerted Monopsony*, 3 Hastings Bus. L.J. 223, 244 (2007); Alexander, *supra* note 20, at 1622.

⁵⁵ Mandeville 判決同様、市場支配力の存在を前提としている共同の買手独占の事件として、Todd 事件第 2 巡回区控訴審判決（Todd v. Exxon Corp., 275 F.3d 191 [2d Cir. 2001]）がある。

⁵⁶ See BLAIR AND HARRISON, *supra* note 12, at 78.

Macaroni 事件第 7 巡回区控訴審判決（1965）⁵⁷がある。本件では、被審人かつ連邦取引委員会（以下「FTC」という。）決定取消訴訟の原告であるマカロニ加工業者団体は、マカロニ製品の主要製造業者 125 社中の 84 社で構成され、この 84 社で米国のマカロニ製品の 70%を生産していた。マカロニ加工業者団体の構成員は、構成員以外の事業者と活発な競争を繰り広げていた。1953 年、小麦の不作によりデュラム小麦の価格の高騰を危惧したマカロニ加工業者団体は、マカロニの品質を決めるデュラム小麦の配合率を下げることが合意し、デュラム小麦の購入量を制限した。

FTC は、共通の一連の行為と小麦価格の協定が FTC 法第 5 条に違反するとし、第 7 巡回区控訴審は、Socony-Vacuum 事件を参照しながら、「連邦最高裁は、価格協定がシャーマン法の基礎をなす競争政策に反しているとしている。また、価格協定は、不当であることが決定的に推定されるため、その違法性は、価格協定の不当性の申立てに依存しないとしている。関係者の動機の善悪、価格協定が明白な契約によるものか、より巧妙な手段によるものか否か、関係者が市場支配力を有しているか否か、影響を受ける州際通商の量の多寡、あるいは、合意の効果により価格を上昇あるいは低下させるか否かによる差異はない。・・・本件記録の全体を通じて、違法に価格を協定する申立人による一連の業界の行為が FTC 法第 5 条に当然に違法となるとした FTC 決定は、実質的証拠により支持されているものと判示する」とした⁵⁸。

本判決では、買手の市場の状況について事実認定されているものの、裁判所は価格協定が当然違法であることから市場支配力を有しているか否かによる差異はないとしている。そして、National Macaroni 事件では、小麦の不作によって小麦の供給量が減り、本来なら小麦の価格が高騰するところを、デュラム小麦の買手であるマカロニ加工業者団体が共同行為によって購入数量を引き下げ、最終製品であるマカロニの量及び質が低下している。これは、共同の買手独占のモデルに合致するものであり、典型的な共同の買手独占の事例であるといえ

⁵⁷ National Macaroni Manufacturers Ass'n v. FTC, 345 F.2d 421 (7th Cir. 1965).

⁵⁸ National Macaroni Manufacturers, 345 F.2d at 427.

る⁵⁹。

共同の買手独占の典型的な事例である Mandeville 事件及び National Macaroni 事件は、いずれも、買手寡占の状況下において、供給の価格弾力性が低い同質的製品の価格及び数量を制限した事件である。Mandeville 事件では、購入価格に関する価格協定に対して、National Macaroni 事件では、購入量の制限と小麦価格に関する協定に対して、当然違法である売手間のカルテルと同様、厳しく規制している⁶⁰。

(二) 共同の買手独占による効率性の取扱い

Socony-Vacuum 判決で確立した当然違法の原則は、その後、未経験市場における共同行為に対して、緩和されることとなる⁶¹。さらに、買手間の共同行為により効率性を生むジョイント・ベンチャーに対しても当然違法の原則を緩和することになる⁶²。ジョイント・ベンチャーとは、関連市場において、事業提携がなければ実際に、あるいは潜在的競争者であった当事者間の、合併には至

⁵⁹ See BLAIR AND HARRISON, *supra* note 12, at 79-81.

⁶⁰ 他方、州規制により監督されている医療費に係る事件において、買手間の共同行為に対する当然違法の原則の適用を消極的に判断したものとして、Kartell 事件第 1 巡回区控訴審判決 (Kartell v. Blue Shield, 749 F.2d 922 [1st Cir. 1984]) がある。Blue Shield 健康保険に加入している患者を治療した医者に対する追加請求の禁止が、シャーマン法第 1 条が禁止する取引制限の合意、あるいはシャーマン法第 2 条が禁止している独占化又は独占化の企図に該当するかが争われた。第 1 巡回区控訴審は、Blue Shield が価格を競り上げる競争的な衝動を抑圧するために、異なる独立した買手を結合しようとするのみの『見せかけの (sham)』組織体ではないとした。また、争いとなっている価格が高価格ではなく低価格であること、合意の対象が医療費であり、単に経済的価値以上が問題となるかなり複雑な分野であること、そして、争いとなっている価格体系が州規制により監督されていることから、裁判所は、慎重に判断する必要があると述べ、被告の行為は、不当な取引制限、独占化又は独占化の企図を構成するものではないと結論付けた。しかし、本控訴審判決は、単独事業者による市場支配力の一方向的行使が反トラスト法違反を生じないとしたと読むこともできるため、単独行為規制と共同行為規制の違法性判断基準を混同しているとの指摘がなされている。See Alexander, *supra* note 20, at 1626-1627.

⁶¹ Broadcast Music Inc. v. Columbia Broadcasting System Inc., 441 U.S. 1 (1979); National Collegiate Athletic Association v. Broad of Regents of the University of Oklahoma, 468 U.S. 85 (1984).

⁶² See, e.g., Northwest Wholesale Stationers Inc. v. Pacific Stationery and Printing Co., 472 U.S. 284 (1985).

らない全ての事業提携である⁶³。したがって、ジョイント・ベンチャーであることそれ自体は、競争への効果、反トラスト法上の合法性には関係がない⁶⁴。また、合併と異なり、新たな競争単位をジョイント・ベンチャーで生み出すことにもなるため、ジョイント・ベンチャーと既存事業者との競争関係を検討するインサイダー競争論にも配慮する必要がある⁶⁵。

従来当然違法の類型として取り扱われていた買手間によるカルテルについても、ジョイント・ベンチャーの理論を受けて一部当然違法の原則が緩和されることとなる。買手間の共同購入としてのジョイント・ベンチャーは、互いの企業の投資リスクの軽減や、規模の経済性の達成により効率性を生む一方で、上流市場からの投入物（以下「投入物要素」という。）の市場における価格協定や、投入物要素を用いて製造した産出物の市場における協調行動を容易にする可能性を持つだけでなく、購買力及び買手独占力が問題となる⁶⁶。このため、前記二（二）で述べたように、共同購入に関しては、共同購入による生産効率性と社会厚生との損失とを比較衡量することが望ましい。

この点、共同購入のジョイント・ベンチャーについて、「競争者間の提携に関するガイドライン」（2000）では、「多くのそのような協定は、反トラスト法の関心を生じさせず、実際競争促進的であり得る。例えば、購入提携は、参加者に注文を集中させ、倉庫への搬入、流通機能をより効率的に統合する、又は他の効率性を達成する。しかしながら、そのような協定は、その協定が存在しない場合に生じるよりも、市場支配力を拡大し（買手の場合には買手独占と呼ばれる。）、購入した製品の価格を引き下げ、それにより数量を減少させる能力と動機を増加させることにより、その市場支配力の行使を容易にする。購入提携は、参加者のコストを標準化することにより、又は、参加者の原材料購入量を知ることにより、参加者の産出量を計画又は監視する能力を高めることにより

⁶³ Michael S. McFalls, *The Role and Assessment of Classical Market Power in Joint Venture Analysis*, 66 ANTITRUST L.J. 651, 653 (1998).

⁶⁴ HERBERT HOVENKAMP, FEDERAL ANTITRUST POLICY, 217 (4th ed. 2011).

⁶⁵ See Mcfalls, *supra* note 63, at 673.

⁶⁶ 金井ほか・前掲注(3)100頁[宮井雅明]。

共謀を容易にする可能性もある」と言及している⁶⁷。

ジョイント・ベンチャーの効率性を検討する上で重要なのが、Northwest 事件連邦最高裁判決（1985）⁶⁸である。Northwest 判決では、文房具の卸売と小売を行う原告が、北西部諸州の文房具小売店約 100 社により構成される被告協同組合の会員資格を告知・聴聞の機会を与えられず剥奪された。そして、この行為が当然違法たるボイコットであるかが争われた。

連邦最高裁は、「本件のような共同購入機関からの除名行為について当然違法の原則が適用されるためには、最小限被告が市場支配力を有すること、又は被告が競争を行うために不可欠な要素を独占的に利用・使用していることの立証が必要である」と判示した⁶⁹。また、「当該共同購入は、協同組合の加盟小売業者が、購入と保管において共同購入しなければ得ることができない規模の経済を獲得することを可能にする」ことを認めている⁷⁰。連邦最高裁は、協同組合が共同で倉庫を用いるなど、ジョイント・ベンチャーにより効率性が達成されていることに一定の配慮をしていると解される⁷¹。また、投入物要素の購入市場のみのジョイント・ベンチャーであったことも、共同ボイコットの類型でありながら当然違法の原則が緩和された一つの要因となったと考えられる⁷²。

ジョイント・ベンチャーの違法性判断では、「付随的制限(ancillary restraint)」⁷³か「あからさまな制限 (naked restriction)」⁷⁴か否かが判断される。「付随的制限」の法理の下では、合法的な契約の主たる目的に付随し、当該目的を遂行する当事者に対する必要な保護のために合理的に適応され、かつ、限定される場合

⁶⁷ U.S. DOJ and FTC, Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitors § 3.31(a) (2000).

⁶⁸ Northwest Wholesale Stationers Inc. v. Pacific Stationery & Printing Co., 472 U.S. 284 (1985).

⁶⁹ *Id.* at 298.

⁷⁰ *Id.* at 286-87.

⁷¹ See BLAIR AND HARRISON, *supra* note 12, at 107. 村上政博『アメリカ独占禁止法』63頁（弘文堂，第2版，2002）参照。

⁷² See Thomas A. Piraino, Jr., *A Proposed Antitrust Approach to Buyers' Competitive Conduct*, 56 HASTINGS L.J. 1121, 1152 (2005).

⁷³ See *United States v. Addyston Pipe and Steel Co.*, 85 Fed. 271 (6th Cir. 1898), affirmed, 175 U.S. 211 (1899).

⁷⁴ See e.g., *NCAA*, 468 U.S. at 109.

にのみ、競争を制限する契約条項が有効となる⁷⁵。そして、生産性の向上、価格の低廉化を伴わない「あからさまな制限」か「付随的制限」か否かは、当然違法の原則と合理の原則のいずれか適用する上での一つの分水嶺ともいえる⁷⁶。買手間の共同行為は、共同購入というジョイント・ベンチャーの形態を採ることで規模の経済性を達成し、効率性を生み出す場合がある。しかし、購入価格の低下がジョイント・ベンチャーの効率性によるものか、買手独占力によるものか否かの区別は困難を伴う⁷⁷。

また、「ヘルス・ケアにおける反トラスト執行政策に関するステイトメント」(1996)では、(1) 問題となる共同購入が、関連市場において購入対象の商品・役務の総売上高の 35%未満の場合及び(2) 共同購入される商品・役務の費用が、共同購入に参加する各競争事業者により販売される全商品・役務からの総収入の 20%未満の場合、競争当局は原則として当該共同購入に関する合意について訴追しないとしている。(1) は、共同購入が競争水準以下に商品・役務の価格を引き下げることができるか否かを判断するための条件であり、(2) は、共同購入が費用を標準化させることで価格協定などの反競争効果を助長するかどうかを検討する条件である⁷⁸。ヘルス・ケア以外の分野での購買力及び買手市場支配力の問題を考える上で一つの指標となり得る。

(三) 買手間の共同行為に合理の原則を適用した事例

買手間の共同行為により買手独占力が行使され、購入価格が廉価になった場合、消費者厚生に資するとして共同行為が正当化される余地があるのだろうか⁷⁹。消費者厚生を害さず、むしろ消費者厚生に資する場合に関しては買手間

⁷⁵ See e.g., *Addyston*, 85 Fed. at 283.

⁷⁶ HOVENKAMP, *supra* note 64, at 211.

⁷⁷ *Id.* at 16.

⁷⁸ U.S. DOJ and FTC, *Statements of Antitrust Enforcement Policy in Health Care §7A* (August 1996).

⁷⁹ 2010年8月に公表された水平合併ガイドラインでは、「強力な買手がしばしば供給者に対して有利な契約条件を交渉することができる。そのような契約条件は、これらの買手に供給することに関するより低いコストを反映する可能性がある。しかし、それは同時に、買手に有利な価格差別についても反映し得る」として、強力な買手が供

の共同行為に当然違法の原則を適用せず、合理の原則に基づき判断するとした控訴審判決として、まず **Balmoral Cinema** 事件第 6 巡回区控訴審判決（1989）⁸⁰がある。**Balmoral Cinema** 事件では、競争的な入札によって生じる不利な契約を避けるため、映画配給業者団体と映画館団体との間で新作映画の上映権を割り振り、独立系の映画館を運営する **Balmoral Cinema** の新作映画の上映を困難にした。当該事件では、映画館団体と **Balmoral** との間で和解が成立し、映画配給業者団体との訴訟が継続した。第 6 巡回区控訴審は、特定の競争制限が有害でいかなる競争促進効果も生じそうにないため複雑な合理の原則の分析が必要ないと判断される制限は、「あからさまな (naked)」取引制限として当然違法とされる⁸¹と述べた上で、「本件で問題となっている行為は、常に、あるいはほとんど常に競争を制限し、産出量を減少させ、価格を上昇させるものでは必ずしもない。むしろそれは、歴史的に映画館経営者の犠牲の下で、映画配給業者及び映画製作会社が、映画製作に対して市場支配力を行使してきた市場において、映画上映者から映画配給業者へ支払う価格を単に引き下げ、従って、間接的に映画製作会社に対する価格を引き下げる可能性がある。映画館経営者は、映画の購入者として、集団行動により映画供給者の市場支配力に対抗することが正当化され得る。そのような行為は、映画館入場者のチケットの価格を下げ、消費者厚生を削ぐというよりもむしろ消費者厚生に資すると思われる」と述べ⁸²、当然違法の原則の適用を否定し、映画館経営者間の入札における共同行為の正当化を認めた。第 6 巡回区控訴審は、競争促進的な効果を生じる見込みがなく、複雑な合理の原則の分析を行う必要がない制限は「あからさまな」取引制限として当然違法となるとしながらも、**Balmoral Cinema** 事件では、上映権の割り振りの経済的な効果が定かではないとし、当然違法の原則は用いていない。第 6 巡回区控訴審は、買手間の共同行為による価格の低下が、最終消費者まで及び、消費者厚生を改善するということを想定しており、買手間の共同行為を売手の

給者の価格引上げを制限する可能性について検討するとしている。U.S. DOJ and FTC, *Horizontal Merger Guidelines* §8 (August, 2010).

⁸⁰ *Balmoral Cinema, Inc. v. Allied Artists Pictures Corp.*, 885 F.2d 313 (6th Cir. 1989).

⁸¹ *Id.* at 315.

⁸² *Id.* at 316-317.

市場支配力に対する拮抗力として捉えているようである。しかしながら、映画館経営者は競争的な入札に関する合意をしたわけではないため、映画配給業者への支払が引き下げられたとしても、チケットの価格が引き下げられるとは限らないと批判されている⁸³。

買手間の共同行為に合理の原則を適用した地裁判決として、Addamax 事件マサチューセッツ地区連邦地裁判決(1995)⁸⁴がある。原告 Addamax は、セキュリティー・システムの開発業者である。Hewlett-Packard (以下「HP」という。), Digital Equipment (以下「Digital」という。), そして、当該2社を含む八つのコンピューター製造業者から構成されるジョイント・ベンチャーである Open Software Foundation (以下「OSF」という。)は、利用者がより簡単にコンピューターと異なる供給者のソフトウェアを組み合わせることを可能にする共同研究、共同実験、そして共同開発作業を行なうために設立されたものである。Addamax は、被告である OSF, Digital, そして HP に対して、OSF の目的はオペレーション・システム技術に関する市場に支配力を行使するために、共同購入グループとして影響を及ぼすことであり、OSF が買手間のカルテル、又は共同購入協定としての役割を果たしたとしてシャーマン法第 1 条違反の訴えを提起した。原告の主張によれば、当該 8 社は、独立開発業者からオペレーション・システム技術を購入する上流市場において競争関係にあっただけでなく、完成したオペレーション・システムを販売する下流市場において競争関係にあったとされる。これに対して被告らは、サマリー・ジャッジメントの申立てを行なった。

マサチューセッツ地区連邦地裁は、「価格の低下は、大抵消費者に利益を与える。そして、一般的に競争に対して有害であるとは考えられない。この理由により、市場価格を下回る価格設定の合意は、通常反トラスト損害を生じさせない。・・・しかし、投入物要素の価格の低下が消費者への価格低下を生じない場合、裁判所は価格低下の合意の存在をもって反トラスト損害を認定す

⁸³ BLAIR AND HARRISON, *supra* note 12, at 45-46.

⁸⁴ Addamax Corp. v. Open Software Found, 888 F. Supp. 274 (D. Mass. 1995).

る。・・・これは、共謀している買手が下流市場において市場支配力を有している場合に生じる。買手独占者は、下流市場において支配力を有している場合にのみ、産出量を低下させ価格を上昇することができる」と述べた⁸⁵。本判決では、ジョイント・ベンチャーそれ自体で反トラスト法上の責任を免れるものではなく、ジョイント・ベンチャーについては、合意の性質と範囲を明らかにし、ジョイント・ベンチャーが目的と効果について不当なものであれば当然違法であり、一方、ジョイント・ベンチャーが合法的なものである場合は合理の原則に基づき判断するとした⁸⁶。そして、「この事件の文脈は当然違法の分析を不適切なものとしている。幾つかの反競争的な動機の証拠にもかかわらず、OSF ジョイント・ベンチャーが市場に対して反競争的效果を持ったかについては明らかでない」⁸⁷として、被告の当然違法に関するサマリー・ジャッジメントの申立てを認め、当然違法の原則の適用を否定した。他方、裁判所は、合理の原則の分析の中で、HP と Digital が IBM やその他のコンピューター会社を加入させることで、OSF の関連市場に影響を及ぼす力を強化しようとしたことを示す証拠があることから、「Addamax は、OSF の買手独占力が直前の市場シェアを超えて拡大していることを示唆する証拠を提示している。・・・Addamax は、消費者価格の上昇又は生産量の低下に関する特定の証拠を示すことができていないけれども、裁判所は、Addamax が OSF の業界における競争への効果に関する事実について真の争点を証明していると判断する」として⁸⁸、被告の合理の原則に関するサマリー・ジャッジメントの申立ては認めなかった。Addamax 事件は、共同の買手独占としてのジョイント・ベンチャーに関する事件であった。反競争的な動機に関する証拠があったものの、ジョイント・ベンチャーによる市場への反競争的な効果が明らかでないことから当然違法ではなく合理の原則が用いられた。また、Addamax 事件では、下流市場における市場支配力を要求しており、Balmoral Cinema 事件とは異なり、買手間の共同行為による価格

⁸⁵ *Id.* at 280.

⁸⁶ *Id.* at 281.

⁸⁷ *Id.* at 283.

⁸⁸ *Id.* at 284.

の低下が、最終消費者に必ずしも及ばないと捉えている。

また、Sony 事件コネティカット地区連邦地裁判決（2001）⁸⁹では、オール・オア・ナッシング供給に言及し、買手独占理論に基づいた判断を行っている。Soundview（宣言的判決⁹⁰の被告であり、反訴の原告。）は、「V-chip」と呼ばれる装置⁹¹に関する技術の特許権所有者である。市場における競争的な地位を高めるため、構成員に情報と相互扶助のネットワークを提供する事業者団体である Electronic Industries Alliance (EIA)は、V-chip について小委員会で議論し、不合理なロイヤルティーの要求を避けるため、テレビ製造業者が特許を侵害する可能性がある特許を調査するなどして対応策を検討していた。Soundview の特許は、EIA が調査リストに挙げた V-chip に最も関連する六つの特許の中で第 1 位であった。1998 年 11 月、Soundview は、公式に EIA とその構成員に対して非排他的、非差別的な合理的条件での特許ライセンスを申し出たが、EIA はこの申出に一度も応えなかった。EIA は、Soundview に対して電話で、EIA とテレビ製造業者が Soundview の特許に対して統一価格でのライセンスに合意したとしてテレビセット 1 台につき 5 セントのライセンス料を支払うと述べた。これに対し Soundview は、Sony の米国子会社 Sony Corporation of America（宣言的判決の原告、反訴被告。以下「Sony」という。）を初めとするテレビ製造業者と事業者団体が V-chip 技術に関する特許ライセンスの価格を協定する共謀を行い、ライセンスの売手である Soundview を取引拒絶したと主張した。Sony は、Soundview が反トラスト上の損害を十分に主張していないとして、当該反トラスト申立ての棄却を求めた。

⁸⁹ Sony Elecs., Inc. v. Soudview Techs., Inc., 157 F. Supp. 2d 180 (D. Conn. 2001).

⁹⁰ 宣言的判決とは、原告が「権利関係、法的地位を宣言することにより紛争の終結を目指してなされる制定法上の remedy（救済）」である。田中英夫ほか編『英米法辞典』233 頁（1991）。Sony を始めとするテレビ製造業者は、1996 年電気通信法の議会での通過により、V-chip の技術の黙示の政府によるライセンスを受けたと主張した。しかし、黙示のライセンスの申立ては裁判所により退けられた。Sony Elecs., Inc. v. Soundview Techs., Inc., 157 F. Supp. 2d 172 (2001).

⁹¹ 2000 年 1 月 1 日以降製造の全てのテレビに内蔵されており、両親が露骨な暴力・性表現のプログラムをブロックするための装置。米国連邦通信委員会（Federal Communications Commission: FCC）によって設置が義務付けられた（*Id.* at 181）。

コネティカット地区連邦地裁は、まず、反トラスト上の損害を立証できているかについて検討している。そして、生産費用を下げるために購入する原材料の量を減らすことに関する *Areeda・Turner* 理論とは対比的に、Blair 教授が概説した買手独占的な価格を設定する共謀において、買手の集団がオール・オア・ナッシング (all-or-nothing) 価格設定に合意する場合のように、社会厚生 of 損失を生じ得るものであると述べ、「これらの共謀している購入者によるオール・オア・ナッシング価格設定は、需要と供給による通常の市場の原理が働く場合に成立する最適価格を下回る価格に押し下げることができる。消費者への価格は下がらないが、供給者が業界から去る（又は、Soundview が主張するように、革新や発明することを止める）ことから長期的な社会厚生 of 損失が生じることがある」とした⁹²。さらに、裁判所は、「Soundview の反訴において述べられた買手独占の共謀は、競争に対する反トラスト上の損害を含む反トラスト法の申立て要件を十分に主張している」として反訴被告である Sony の申立てを斥けた⁹³。

Sony 事件コネティカット地区連邦地裁判決では、買手独占の計画が反トラスト法に違反することがあるとして、Mandeville 判決と Socony-Vacuum 判決を引用するが、当然違法の原則の適用に関する言及は見られない⁹⁴。Sony 事件コネティカット地区連邦地裁判決では、反トラスト上の損害が争点となっているため、市場の状況などの検討は詳細に行われてはいない。他方、共同の買手独占におけるオール・オア・ナッシング価格設定に関して Blair 教授と Harrison 教授の論文に言及しており、買手独占理論に基づいた判決であると評価できる。

そして、共同の買手独占による効率性に言及した最近の連邦地裁判決事件として North Jackson Pharmacy 事件イリノイ北部地区連邦地裁判決 (2005)⁹⁵がある。当該事件では、医療保険を負担する保険会社ら（以下「スポンサー」という。）が薬剤給付管理会社 (pharmacy benefit manager) である被告 Caremark Rx

⁹² *Id.* at 185.

⁹³ *Id.* at 190.

⁹⁴ *Id.* at 187.

⁹⁵ North Jackson Pharmacy, Inc. v. Caremark Rx, Inc., 385 F. Supp. 2d 740 (N.D. Ill.2005).

及び Caremark（以下、これらをまとめて「Caremark」という。）を共通の代理人として用いることで、医療保険加入者の処方薬を調剤する薬局に支払われる料金を固定化していた。Caremark と契約するスポンサーは 1200 以上に上っており、North Jackson は、Caremark のネットワークにアクセスすることで大規模な取引を行うことができる代わりに、医療保険加入者らに現金支払の顧客よりも薬を安く提供することを合意しなければならなかった。小売薬局である原告 North Jackson は、Caremark を共通代理人として用いることで、Caremark とスポンサー間が共謀していること、そして、Caremark と他の薬剤給付管理会社が価格協定の共謀をしているとしてシャーマン法第 1 条違反の訴えを提起した。これに対して、被告 Caremark は、Caremark とスポンサー間の協定は垂直的制限であり当然違法の原則ではなく、合理の原則が適用されるべきこと、仮に水平的制限であったとしても、「あからさまな制限 (naked)」ではなく、生産効率性を増加させる可能性がある合法的な協同事業のための「付随的 (ancillary)」な制限であると主張した。連邦地裁は、問題となっている合意がスポンサー間で競争関係にあるため垂直的制限ではなく水平的制限であるとした上で、「競合する買手間の共同購入の合意は、必ずしも競争を抑圧しない」と述べ、付随的制限の法理により、「あからさまな」制限か「付随的な」制限を判断するべきとした。そして、「Caremark と医療保険の資金負担者の協力関係の目的が、薬の価格に影響を与えている（実際、薬の価格を下げている。）という事実は、消費者の利益となる方法で、競争促進的な、効率性を向上する影響を与えているのか、あるいは、その代わりに、その目的が競争水準以下に価格を下げ、それによって社会厚生を下げる不当な共謀を通じて達成されているか否かという問題を提起する」と述べ⁹⁶、医療保険の資金負担者と Caremark の協力的な措置が効率性を向上する可能性があり、問題とされている反競争的な合意は、当該措置に「付随的な (ancillary to)」ものであるとして、合理の原則での分析で評価されるとし、Caremark の申立てを認容した⁹⁷。

⁹⁶ *Id.* at 749.

⁹⁷ *Ibid.*

Balmoral Cinema 事件第 6 巡回区控訴審判決は、買手間の共同行為による価格引下げが最終消費者の利益に直接つながるとは限らないため批判されているが⁹⁸、North Jackson Pharmacy 事件イリノイ北部地区連邦地裁判決は、買手間の共同行為が、生産効率性を向上するものか、あるいは、社会厚生に損失を生じるものかという点を検討している。このように、Blair 教授と Harrison 教授が買手独占規制を体系化した 1991 年以降については、買手独占理論に基づきながら、合理の原則を適用する判例が見受けられる⁹⁹。また、競争者あるいは潜在的な競争者間の事業提携であるジョイント・ベンチャーに関する事例の場合については、ジョイント・ベンチャーの生産効率性と共同の買手独占による社会厚生に損失を生じさせるものか否か、そして、反競争的な合意が付随的な制限か、あるいはあからさまな制限か否かといった点が検討されている¹⁰⁰。

四 買手間の共同行為規制とその課題

(一) 買手間の共同行為に対する違法性判断基準

Mandeville 判決以降、従来型の共同行為規制の枠組みを踏襲する下級審¹⁰¹が

⁹⁸ BLAIR AND HARRISON, *supra* note 12, at 45-46.

⁹⁹ See e.g., *Balmoral Cinema*, 885 F.2d 313 (6th Cir. 1989); *Addamax*, 888 F. Supp. 274 (D. Mass. 1995); *Sony*, 157 F. Supp. 2d 180 (D. Conn. 2001); *North Jackson Pharmacy*, 385 F. Supp. 2d 740 (N.D. Ill. 2005). このほか、反トラスト法における買手による独占化の請求が認められる場合を限定した事件として、*In re Beef Indus. Antitrust Litig.*, 907 F.2d 510 (5th Cir. 1990), *Kamie / Besicorp Allegany L.P. v. Rochester Gas & Elec. Corp.*, 908 F. Supp. 1194 (W.D.N.Y. 1995)がある。

¹⁰⁰ See e.g., *Addamax Corp.*, 888 F. Supp. at 283; *Sony*, 157 F. Supp. 2d at 185; *North Jackson Pharmacy*, 385 F. Supp. 2d at 749.

¹⁰¹ See e.g., *Reazin v. Blue Cross and Blue Shield of Kan., Inc.*, 899 F.2d 951 (10th Cir. 1990); *United Airlines, Inc. v. U.S. Bank N.A.*, 406 F.3d 918 (7th Cir. 2005). このほか、労使交渉の決裂後、プロフットボールのクラブ側が労働者である選手側に対して固定化した給料を提示したことが価格協定であるか否かが争われた *Brown* 事件コロンビア特別区巡回区控訴審判決 (*Brown v. Pro Football, Inc.*, 50 F.3d 1041 [D.C. Cir. 1995]) の少数意見の中で、Wald 判事は、Blair 教授と Harrison 教授の論文を引用しながら「投入物要素市場における制限によって生じた市場の非効率性は、産出物市場における競争の制限となり得ると同様に、自由市場経済へ有害となる（ひいては消費者に損害を与える）ことにつながり得る」と述べている。Wald 判事は、Mandeville 事件を取り上げ、砂糖生産者は、その他の買手を容易に見付けだすことはできず、また、砂糖大根の価格協定が共同して行われた場合に収益の多い他の作物に転換することができなかつたため、砂糖精製業者の買手独占的な価格協定の計画は効果的であった、と述べている。

ある一方で、買手間の共同行為が売手独占に対抗する場合や、消費者への価格の低下につながる場合に、消費者厚生に資するものとして正当化の余地を認め、合理の原則による判断をした事例が見受けられる¹⁰²。

このように買手間の共同行為規制に対しては、現在のところ二つの違法性判断基準が存在する。まず、*Socony-Vacuum* 事件連邦最高裁判決、*Mandeville* 事件連邦最高裁判決が示した当然違法の原則を用いるアプローチである。*Socony-Vacuum* 事件連邦最高裁判決では、「シャーマン法において州際通商又は外国貿易における商品の価格に関する引上げ、引下げ、決定、維持又は安定化の目的と効果を有する結合は、当然違法である」と判示している¹⁰³。*Mandeville* 事件連邦最高裁判決は、「シャーマン法の保護は、消費者、購入者、競争者、又は販売者に限定されない」と判示し¹⁰⁴、その後の買手間の共同行為規制に影響を与えてきた¹⁰⁵。*Mandeville* 事件においては、地域的な投入物要素市場においては独占力を持っていたと言えるが、産出物市場、つまり全米における砂糖製品市場においては独占者ではなく、産出物市場において競争が活発であれば、最終消費者にとって投入物要素市場での買手独占力は影響がなかったと言える。仮に反トラスト法の唯一の目的が消費者のためにあるとすれば、*Mandeville* 事件のような砂糖大根の生産業者に対する影響は問題視しないということになりかねないが、連邦最高裁は、現段階でこのような手法を採っていない。

そして、二つ目のアプローチとして下級審で見受けられるのが、消費者厚生への影響を分析し、合理の原則に基づき判断するアプローチである¹⁰⁶。ジョイント・ベンチャーにおける制限が問題となる場合、あからさまな制限か付随的制限か否かによって当然違法の原則と合理の原則の適用を判断する場合がある

¹⁰² See e.g., *Balmoral Cinema*, 885 F.2d 313 (6th Cir. 1989); *Addamax*, 888 F. Supp. 274 (D. Mass. 1995); *Sony*, 157 F. Supp. 2d 180 (D. Conn. 2001); *North Jackson Pharmacy*, 385 F. Supp. 2d 740 (N.D. Ill.2005).

¹⁰³ *Socony-Vacuum*, 310 U.S. at 223.

¹⁰⁴ *Mandeville*, 334 U.S. at 236.

¹⁰⁵ See e.g., *Vogel*, 744 F.2d at 601; *Reazin*, 899 F.2d at 962; *Telecor Communications*, 305 F.3d at 1134; *United Airlines*, 406 F.3d at 925.

¹⁰⁶ See e.g., *Balmoral Cinema*, 885 F.2d 313 (6th Cir. 1989); *Addamax*, 888 F. Supp. 274 (D. Mass. 1995); *Sony*, 157 F. Supp. 2d 180 (D. Conn. 2001); *North Jackson Pharmacy*, 385 F. Supp. 2d 740 (N.D. Ill.2005).

¹⁰⁷。ジョイント・ベンチャーにおける制限が「付随的制限」か、あるいは「あからさまな制限」か否かを検討することは、当然違法の原則と合理の原則の適用を見極める上での一つの分水嶺となり得る¹⁰⁸。付随的制限の法理は、判例法の中で長らく用いられた手法であり、裁判所にとっても扱いやすい基準とされる¹⁰⁹。

しかし、買手間のカルテルに当然違法を用いるアプローチを示した *Mandeville* 事件連邦最高裁判決については、いまだにこれを覆す連邦最高裁判決は出ていない。したがって、現在のところ、売手、買手の区別なく、シャーマン法の保護が及ぶとした *Mandeville* 判決の先例拘束性は維持されている。ただし、買手間の共同行為規制に関しては、市場支配力の存在が前提としているように思われる¹¹⁰。売手間のカルテルでは、市場支配力の分析がされないことから、売手間の共同行為規制の取扱いとは異なっている。

(二) 買手間の共同行為規制の課題

買手間の共同行為規制には、幾つかの課題が残されている。まず 1 点目は、共同の買手独占による消費者厚生への影響の捉え方が統一していないことである。*Balmoral* 事件第 6 巡回区控訴審判決では、買手間の共同行為による価格の低下が、映画チケットを購入する最終消費者に及ぶと捉えている。しかし、買手独占で得られた価格の低下により、必ずしも消費者価格が低下するとは限ら

¹⁰⁷ See e.g., *Balmoral Cinema*, 885 F.2d at 315; *North Jackson Pharmacy*, 385 F. Supp. 2d at 749.

¹⁰⁸ HOVENKAMP, *supra* note 64, at 211.

¹⁰⁹ Alexander, *supra* note 20, at 1639. また、Blair 教授と Harrison 教授は、共同購入に対して付随的制限の法理を用いることを提唱しており、①水平的な合意が生産効率性を達成するのに必要であること、②価格に関する合意が主張する効率性達成に必要であること、そして、③競争水準以下に価格を押し下げる買手独占的な購買力の行使が競争促進的な効率性を達成するために必要であることを立証することを求めている

(BLAIR AND HARRISON, *supra* note 12, at 115.)。また、付随的制限の法理に基づきながら競争 (rivalry) を重視する考え方として、Alexander *supra* note 20, at 1638.

¹¹⁰ *Mandeville* 事件は当然違法の原則を適用したが、独占力の存在自体は認めている (*Mandeville*, 334 U.S. at 223-224)。また、*Telecor* 事件では、共謀した際に、代替となる取引先を見いだすことが困難と指摘している (*Telecor*, 305 F.3d at 1136)。そして、*Todd* 事件でも、独占力の存在を要求している (*Todd*, 275 F.3d at 207)。

ない。確かに、下流市場が競争的である場合、買手独占による価格の低下により消費者厚生は向上する可能性がある¹¹¹。他方、下流市場が競争的でない場合、買手独占による価格の低下が最終消費者まで及ぶというのは現実的ではなく、むしろ自己の利益を最大化するために独占価格を設定するケースが多いと考えられる¹¹²。この点、Addmax 事件は、価格の低下が多くの場合消費者に利益を与えたとした上で、投入物要素の価格の低下が消費者への価格低下につながるかを検討するために、買手独占者の下流市場における市場支配力の立証を要求している。

2 点目は、反トラスト法の保護の対象である「消費者厚生」と「競争の過程」のどちらを重視するべきかという問題である。買手間の価格協定が、「消費者厚生」に資するために正当化されるとすれば、シャーマン法第 1 条の「契約」、「結合」及び「共謀」という行為要件を通じて「競争の過程」を保護してきた反トラスト法の判例法自体を覆しかねないことになる¹¹³。

五 結語

買手間の共同行為に対しては、当然違法の原則を適用する Mandeville 事件連邦最高裁判決のアプローチと、下級審で見受けられる買手間の共同行為による効率性、又は拮抗力による消費者厚生への影響を分析し合理の原則を用いるアプローチが存在することが明らかになった。買手間の共同行為に正当化の余地を認める後者のアプローチに関しては、買手独占力で得られた価格の低下により、必ずしも消費者価格が低下するとは限らないという点に留意する必要がある。確かに下流市場が競争的である場合、消費者厚生は向上する可能性がある¹¹⁴。他方、下流市場が競争的でない場合、買手独占による価格の低下が最終消費者まで及ばず、むしろ自己の利益最大化のために独占価格を設定するケースが

¹¹¹ See Devlin, *supra* note 54, at 232.

¹¹² See Blair and Harrison, *supra* note 9, at 303-306, James Murphy Dowd, *Oligopsony Power: Antitrust Injury and Collusive Buyer Power Practices in Input Markets*, 76 BOSTON UNI. LAW REV. 1075, 1092 n.66 (1996). Dowd 教授は、たとえ、最終消費者に共謀で得た経費削減分を配分していたとしても正当化事由とならないとする (*Id.* at 1100)。

¹¹³ See Alexander, *supra* note 20, at 1638.

¹¹⁴ See Devlin, *supra* note 54, at 232.

多いとされる¹¹⁵。

買手間のカルテルに当然違法を適用したと解されている *Mandeville* 事件連邦最高裁判決については、いまだにこれを覆す連邦最高裁判決は出ていない。したがって、現在のところ、売手、買手の区別なく、買手間のカルテルに当然違法の原則を用いるアプローチを示した *Mandeville* 判決の先例拘束性は維持されている。ただし、買手間のカルテルについては、売手間のカルテルとは異なり、市場支配力の存在が前提とされる傾向が見られる¹¹⁶。

他方、我が国独禁法では、典型的な買手間のカルテルに関する事件がほとんどであり、投資リスクの軽減や、規模の経済性の達成により効率性を生む買手間の共同行為に関する判例は今のところ見受けられないように考えられる¹¹⁷。買手間の共同行為が効率性を達成する場合、ジョイント・ベンチャーによる生産効率性と社会厚生への損失の比較衡量、そして投入物要素を用いて製造した産出物市場における協調行動の可能性や産出物市場の競争状況の検討が行われることが望ましい。この点は我が国独禁法の課題であると思われる¹¹⁸。また、上流市場と下流市場の双方が寡占的である場合、すなわち、売手寡占かつ買手寡占の場合には、買手寡占事業者と売手寡占事業者による協調行動についても注意する必要がある¹¹⁹。

我が国独禁法では、買手間の共同行為規制について判例・学説の蓄積はいまだ少ないが、買手間の共同行為の不当な取引制限該当性を検討する上で、買手

¹¹⁵ See Blair and Harrison, *supra* note 9, at 303-306; Dowd, *supra* note 112, at 1092 n.66.

¹¹⁶ See e.g., *Mandeville*, 334 U.S. at 223-224; *Telecor*, 305 F.3d at 1136; *Todd*, 275 F.3d at 207.

¹¹⁷ 典型的な買手間のカルテルに関する事例として、羊蹄山麓アスパラガス振興会ほか事件（公取委勧告審決昭40・6・23 審決集13巻46頁）、四国食肉流通協議会事件（公取委勧告審決平4・6・9 審決集39巻79頁）、三菱マテリアル事件（公取委排除措置命令平20・10・17 審決集55巻692頁）が挙げられる。

¹¹⁸ 正式事例ではないが、公取委の相談事例集の中では、上流市場、下流市場の状況を検討していたものと考えられる事例がある。例えば、公正取引委員会の平成12年度相談事例集・事例10「輸送用機械の資材及び部品の共同購入」、平成14・15年度相談事例集・事例7の「自動車部品メーカーの原材料の共同購入」では、①製品の供給分野における共同購入参加者の市場占有率、供給に要するコストに占める原材料の割合、②原材料の需要全体に占める共同購入参加者の市場占有率を検討している。

¹¹⁹ 上流市場と下流市場の協調行動の事例として、雪印乳業ほか乳業製造業者4名事件（公取委勧告審決昭49・5・22 審決集21巻30頁）が挙げられる。

間の共同行為が消費者厚生観点からは競争促進的な側面がある一方で、下流市場での協調行動につながる反競争的な側面があること、そして、消費者厚生を根拠とした正当化事由は、行為要件を通じて競争の過程を保護してきた我が国独禁法の体系を損ないかねないことに十分留意しなければならない。我が国独禁法における買手間の共同行為規制の検討については、今後の課題としたい。